

千葉県報

号外第91号
令和7年10月10日

号外第91号

主
要
目
次

条
例
目
次

○ 千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県条例第三十八号
千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成三十年千葉県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 弁償する費用の種目は、別に定めがあるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 鉄道賃
- 二 船賃
- 三 航空賃
- 四 その他の交通費
- 五 宿泊費
- 六 包括宿泊費
- 七 宿泊手当
- 八 旅行雜費
- 九 渡航雜費
- 十 死亡手当

第五条第一項を次のように改める。

弁償する費用（次項に規定する種目に係るものと除く。）の額は、次の各号に掲げる議員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

- 一 議長 内閣総理大臣
- 二 副議長及び議員 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六

号）第一条第二項第二号に掲げる指定職職員等

第五条第三項を削り、同条第二項中「者が、」の下に「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の規定に基づいて」を加え、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）別表第二」を「同条例第六条第一項及び第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 その他の交通費（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。）における旅行の場合に限る。）及び旅行雜費の額は、職員の例による。

第六条第一項中「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第二項中「次の各号に規定する旅客運賃及び急行料金による」を「運賃及び急行料金（運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「車賃」を「その他の交通費」に、「軌道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関を利用した場合にあつてはその旅客運賃により、自家用自動車を利用した場合にあつては一キロメートル（一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）につき三十円を乗じて得た額及び高速自動車国道等の有料の道路の料金による」を「次の各号に掲げる費用（第三号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 自家用自動車を利用する移動に要する費用及び高速自動車国道等の有料の道路の料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

第六条第四項中「宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に、「宿泊に伴い現に支払った額（その額が一万四千八百円を超える場合にあっては、一万四千八百円）とする」を「、前条第一項各号に掲げる議員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による」に、「同項」を「第一項」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項第二号に掲げる自家用自動車を利用する移動に要する費用の額は、一キロメートル（一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）につき三十円とする。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発行

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

○四三(二二三)二六五八
千葉県